

農 業 委 員 会 会 議 録

児玉郡神川町農業委員会

開催年月日及び開催場所		令和2年3月25日			神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室				
開議時刻及び宣告者		午後1時30分			神川町農業委員会長		櫻澤 泰信		
閉会時刻及び宣告者		午後2時00分			神川町農業委員会長		櫻澤 泰信		
議 長	櫻 澤 泰 信			議事参与制限委員数	0		傍聴人数	0	
出席した事務局職員		・事務局長 櫻澤 典明・事務局長補佐 堀口 二三夫・事務局主事補 岩井 亮介			書 記	事務局長補佐 堀口 二三夫・事務局主事補 岩井 亮介			
委員 出 欠 状 況	席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠
	1	高宮 和浩	○	9	松本 由紀子	○	4	佐藤 文雄	○
	2	高柳 義信	○	10	清水 武	○	5	齊藤 克美	○
	3	高田 英夫	○	11	中井 健一	○	6	新井 英雄	○
	4	須川 朋和	◎	12	野村 清太郎	○	7	秋山 政治	×
	5	野村 千江子	○	13	櫻澤 泰信	○	8	高橋 栄一	○
	6	坂本 等	○	1	進藤 誠一	○	9	岩崎 喜久夫	○
	7	長谷川 隆	◎	2	木口 和久	○	10	高橋 八夫	○
	8	萩原 康広	○	3	四方田 芳泰	○	11	町田 貴	○

会 議 事 項	顛 末	備 考
<p data-bbox="353 300 501 331">議 長</p> <p data-bbox="353 1023 501 1054">事 務 局</p> <p data-bbox="353 1118 501 1150">議 長</p> <p data-bbox="271 1214 501 1246">2 番 高 柳 委 員</p> <p data-bbox="353 1358 501 1390">議 長</p>	<p data-bbox="528 300 1664 379">それでは、定刻となりましたので、農業委員会会議規則第4条により会長が議長となり議事を進めていただきます。</p> <p data-bbox="551 395 1563 427">ただいまから、令和2年 第3回農業委員会の総会を開会したいと思います。</p> <p data-bbox="551 443 1509 475">出席委員は、13名中13名の出席ですので、総会は、成立いたします。</p> <p data-bbox="551 491 1070 523">それでは、議案に入りたいと思います。</p> <p data-bbox="551 539 1420 571">日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。</p> <p data-bbox="528 587 1664 715">神川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は、4番 須川 朋和 委員、7番 長谷川 隆 委員にお願いします。書記は、事務局の堀口、岩井両君を指名いたします。</p> <p data-bbox="528 778 1218 810">つづきまして、日程第2第7号議案1番に移ります。</p> <p data-bbox="528 826 981 858">それでは事務局よりお願いします。</p> <p data-bbox="640 922 1420 954">農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）</p> <p data-bbox="528 1018 680 1050">議案書朗読</p> <p data-bbox="528 1118 1509 1150">ありがとうございました。続きまして地区担当委員から報告をいたします。</p> <p data-bbox="528 1214 1664 1294">場所の説明ですが、〇〇の東側の線路沿いにあります。現況は麦が植わっておりまして、きれいに耕作されておりました。以上です。</p> <p data-bbox="528 1358 1487 1390">ありがとうございます。それでは事務局より、説明をお願いいたします。</p>	<p data-bbox="1691 300 1989 379">茂木（課長）事務局長 13時30分 開 会</p> <p data-bbox="1691 443 1957 619">出席委員数：13名 欠席委員数：0名 傍聴人：0名 議事参与：0名</p> <p data-bbox="1691 922 1809 954">3条申請</p>

会議事項	顛末	備考
事務局	<p>申請地につきましては、ただいま高柳委員より報告があった通りでございます。 今回、贈与ということで、渡人が弟様、受人がお兄様という関係になっております。弟様より相談がありまして、自分で管理できないので、農家であるお兄様のほうに譲り渡したいということで申請がございました。購入後農地を利用すること、農業委員会の定める下限面積も超えており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、申請を受理いたしました。審議をよろしく願いいたします。</p>	
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑にはいります。ただいまの事務局の説明、地区担当委員からの報告について、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。ないようなので採決に移ります。第7号議案1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>	意見なし
	<p>全員賛成ということで、第7号議案1番については、原案のとおり決めます。ありがとうございました。</p>	全員賛成
	<p>つきまして、2番に移ります。事務局より朗読をお願いいたします。</p>	3条申請
事務局	事務局朗読	
議長	ありがとうございました。続きまして地区担当委員から報告をお願いいたします。	
4番 須川 委員	<p>6ページをお願いします。場所は、〇〇の前でございます。数年前までは自作で植えておりましたが、経営のほうが厳しいということで、人に貸しておりました。それでも耕作が厳しいということで、今回申請がございました。現況はきれいに耕運されておりました。よろしく願いいたします。</p>	

会議事項	顛末	備考
<p data-bbox="353 347 501 379">議長</p> <p data-bbox="353 443 501 475">事務局</p> <p data-bbox="353 730 501 762">議長</p> <p data-bbox="353 1361 501 1393">事務局</p>	<p data-bbox="528 347 1480 379">ありがとうございます。それでは事務局より、説明をお願いいたします。</p> <p data-bbox="528 443 1664 667">申請地につきましてはただいま須川委員よりありました通りでございます。先ほど須川委員よりもありましたが、渡人が自作するのが厳しいということで、受人に相談したところ、譲り受けてもよいということで申請がございました。受人は購入後農地を耕作すること、農業委員会の定める下限面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、申請を受理いたしました。審議の程よろしくをお願いいたします。</p> <p data-bbox="528 730 1664 1007">ありがとうございました。これより質疑にはいりません。ただいまの事務局の説明、地区担当委員からの報告について、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。ないようなので採決に移ります。第7号議案2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成ということで、第7号議案2番については、原案のとおり決しました。ありがとうございました。</p> <p data-bbox="528 1070 1384 1198">つづきまして、日程第3第8号議案に移ります。 なお、砂利採取案件ですので、1番から4番を一括で審議します。 それでは事務局よりお願いします。</p> <p data-bbox="645 1262 1391 1294">農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）</p> <p data-bbox="528 1361 674 1393">議案書朗読</p>	<p data-bbox="1691 783 1805 815">意見なし</p> <p data-bbox="1691 879 1805 911">全員賛成</p> <p data-bbox="1691 1262 1805 1294">5条申請</p>

会 議 事 項	顛 末	備 考
議 長	ありがとうございました。続きまして地区担当委員から報告をお願いいたします。	
高橋 推進委員	9ページをご覧いただきたいと思います。〇〇の右側の道に囲まれたところが申請地になります。田んぼ畑として現在利用されているところです。よろしくをお願いいたします。	
議 長	ありがとうございます。それでは事務局より、説明をお願いいたします。	
事 務 局	申請地につきましては、ただいま高橋推進委員よりありましたとおりでございます。10ページを見ていただきますと、詳細図がございます。赤いところが砂利採取用地、茶色い部分が運搬路、青いところが沈殿池、黄色いところが表土置場というようなかたちで、砂利採取を行うようです。申請関係書類についてもすべてそろっておりましたので、申請を受理いたしました。よろしくをお願いいたします。	
議 長	ありがとうございました。これより質疑にはいります。ただいまの事務局の説明、地区担当委員からの報告について、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。ないようなので採決に移ります。第8号議案1番から4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願いします。 全員賛成ということで、第8号議案1番から4番については、原案のとおり許可相当として意見を添えて県知事に送付致します。ありがとうございました。	異議なし 全員賛成
議 長	つづきまして、第9号議案神川町農用地利用配分計画（案）に移ります。それでは事務局よりお願いします。	農用地利用配分計画（案）
事 務 局	11ページを開いていただきまして、農地中間管理事業についての案件になります。	

会 議 事 項	顛 末	備 考
議 長	<p>こちらは、現在耕作されている方から変更になる案件でございます。1番から10番までまとめて説明いたします。今回賃借権の設定を受ける方ですが、現在この農地を利用している方の親戚にあたる方で、まだ若い方なのですが、農業を学んでいたところから独立というような形で農地を引き継ぎます。</p> <p>次ページに行きまして、11番から14番について説明いたします。解約の申請がございまして、空いてしまっていた農地についての配分でございます。この農地についてはこの2名に引き続き耕作していただく形になりました。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑にはいりません。ただいまの事務局の説明について、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。</p> <p>ないようなので採決に移ります。第9号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ということで、第9号議案については、原案のとおり決しました。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので、総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p>解 散（14時00分）</p>	<p>意見なし</p> <p>全員賛成</p>